

## 仕様書

### 1 件名

令和元年度「上野文化の杜」の通行・観覧等の快適化を通じたにぎわいづくり検討業務

### 2 履行期間

契約締結日の翌日から 令和2年3月31日まで

### 3 目的

上野文化の杜新構想実行委員会では、上野公園内にある美術館・博物館等を中核とした関係機関との連携により、エリアが一体となった文化クラスターを形成することにより相乗効果を発揮し、文化芸術の振興に資するまちづくりを加速させる取り組みを進めている。

この実行委員会の取り組みを取り巻く環境として、東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を前に、JR上野駅公園口の移設やそれに伴う駐車場の新移設、歩車道の変更、さらには近年著しい訪日外国人観光客の増加による渋滞や行列の発生、動線の不透明化など、様々な変化が表面化してきている。

文化・芸術・観光資源の有機的連携を図ることを目的とした実行委員会の取り組みをさらに進めていくためには、こうした物理的変化およびその影響について現状を把握した上で、快適性と安全確保に最新の注意を払いつつ、効率的なにぎわい促進策を打ち出していく必要がある。

そのため、上野恩賜公園及び周辺エリアにおける建築工事等による物理的変化、人や車の動きの変化、来園者の増加により発生している問題、防災・減災等の課題について専門的見地から調査・分析を行うことで、実行委員会の取り組みの円滑化に資するデータ・助言等を得る。

### 4 委託内容

#### ○調査計画の立案と実施、課題整理、コンセプトの立案

- ・実施日程 令和2年3月1日(土)～令和2年3月31日(火)
- ・場所 上野恩賜公園内及び周辺エリア(詳細は委託者との協議で決定する)
- ・主たる委託内容
  1. 調査業務に関する事前協議
  2. 調査業務計画書の事前提出
  3. 既存調査資料の収集
  4. 課題の調査と整理
  5. コンセプトの立案
  6. 調査実施に関する各種申請業務
  7. 文化庁が定める経理処理及び会計報告
  8. 準備に関わる打ち合わせの開催取りまとめ
  9. 調査の円滑な実施に伴う企画・調整業務
  10. 報告書の作成

### 5 予算 2,980,000円(消費税込み)

### 6 支払い時期 令和2年4月末日までに振込

### 7 留意点

管理運営者の異なる多様な文化施設に加え、大学や交通会社、地元自治体や地域住民など多様なステークホルダーが集う上野文化の杜新構想実行委員会の性質を鑑み、主催者と受託者が十分協議して実証実験を行うこと。また、仕様書に定めのない他の事項についても同様に、主催者と受託者が協議して定めること。

## 8 主たる委託業務内容の詳細

### ○調査計画の立案と実施、課題整理、コンセプトの立案

#### 1. 調査業務に関する事前協議

調査業務の実施前に、上野文化の杜新構想実行委員会及び自治体、地域関係者などがこれまでに実施した同様の事例を検討し、調査の到達点などを協議する

#### 2. 調査業務計画書の事前提出

1の協議を踏まえ、業務計画を作成する。工程やボリュームについて委託者の事前合意を得ること

#### 3. 既存調査資料の収集

上野文化の杜新構想実行委員会及び自治体、地域関係者などと協議の上で、過去の調査資料を収集・整理する。その際、後述するコンセプト立案に資する整備の効果やコスト、メンテナンス等の長期的視点を踏まえて収集・整理を行うこと

#### 4. 課題の調査と整理

3で収集した資料を活用するとともに、上野文化の杜新構想実行委員会及び自治体、地域関係者などからヒアリングを行い、昨今の建築工事や案内設備の設置など過去の資料作成時にはなかった状況の変化等を調査し、当該エリアで安全を確保しつつ効率的ににぎわい創出を行っていく上での課題を整理する

#### 5. コンセプトの立案

上野文化の杜新構想実行委員会及び地元自治体、地域関係者などに依頼し、過去に検討されてきた整備に関する考え方を整理し、当該エリアで安全を確保しつつ効率的ににぎわい創出を行うためのコンセプト案を作成する

#### 6. 調査実施に関する各種申請業務

上野文化の杜新構想実行委員会及び地元自治体、地域関係者などへの説明・申請業務

#### 7. 文化庁が定める経理処理及び会計報告

上野文化の杜新構想実行委員会事務局の指示のもと処理する

#### 8. 準備に関わる打ち合わせの開催取りまとめ

上野文化の杜新構想実行委員会事務局と相談の上、決定

#### 9. 調査の円滑な実施に伴う企画・調整業務

上野文化の杜新構想実行委員会事務局と相談の上、決定

#### 10. 報告書の作成

受託者は、全ての工程終了後に、全体をまとめた報告書を作成して提出すること。報告書の書式、内容等の詳細は、業務委託後に委託者と協議の上で決定すること。また、イメージ画像等の作成・掲載等を行う場合、事前に上野文化の杜新構想実行委員会事務局とのすり合わせを行うこと

## 9 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策に関しては、以下の点に留意すること。

- (1) コンピュータウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するための対応、OS 及び CMS のアップデート実施などの情報セキュリティ対策を実施すること。また、既知の脆弱性への対応を実施するとともに、新たな脆弱性が発見された場合は、迅速に対応すること。
- (2) 情報セキュリティにあたっては、ISO27001 (ISMS) など情報セキュリティ又は個人 情報保護に関する第三者認証を取得していること。また、必要に応じて、取得している情報セキュリティマニュアルを開示できること。
- (3) 個人情報をはじめとするセキュリティ対策について、具体的な対応方法を示し、万全を期したものとすること。

## 10 著作権

著作権対策に関しては、以下の点に留意すること。

- (1) 本件委託においては、著作権の取り扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第28条の権利を含む)は、すべて委託者に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料及びプログラム等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)(2)(3)及び(4)の規定は、下記の11.により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) 但し、上記(1)(2)(3)(4)及び(5)においても使用する映像、イラスト、写真、その他資料及びプログラム等に、既存の著作権やその他知的財産権等が存在する場合は、作業開始前に別途協議のうえ、決定するものとする。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

## 11 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に再委託させてはならない。ただし、事前に委託者と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 12 その他

- (1) 受託者は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施に当たっての実施内容及び作業工程に示した業務実施計画書、その他委託者が指示する書類を作成し、委託者の承認を得るものとする。
- (2) 本業務を遂行するに当たり委託者と受託者は、必要に応じて協議を実施する。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とするときは、あらかじめ委託者と協議の上、了承を得ること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、受託者と委託者が協議の上、定めるものとする。

以上